

# 個人情報保護制度の比較法的考察

Ⅰ 米国・EU間におけるセーフ・ハーバー協定を中心に

憲法研究第三三三号

新保 史生

Comparative Study on the Legal System for the Protection of Personal Information

- The Impact of the Safe Harbor Privacy Principles -

SHIMPO Fumio

- 一 はじめに
- 二 個人情報保護の概念的背景
- 三 個人情報保護制度とは
- 四 米国及びEUにおける個人情報保護への取組みにおける相違点
- 五 EUの個人データ保護指令の制定と米国の対応
- 六 「セーフ・ハーバー原則」
- 七 「セーフ・ハーバー協定」の構成
- 八 むすび

## 一 はじめに

情報通信技術の飛躍的な発達により、効率的な情報の収集、蓄積、及び利用が可能になった。同時に、実社会において流通しているあらゆる情報が、ネットワークを介して電子情報として世界規模で流通するようになったことにより、経済及び産業構造も著しい変化を遂げつつある。

近年、個人情報保護をめぐる問題が極めて重要な問題として論じられるようになった背景には、コンピュータの処理能力の向上、インターネットに代表されるネットワークの普及<sup>(1)</sup>、そして、情報のデジタル化が大きな影響を及ぼしている。なぜなら、情報の処理態様をめぐる環境が大きく変化するに伴い新たな問題が発生し、事態の深刻化が一層顕著なものになっていくからである。

そこで、本稿においては、個人情報保護をめぐる最近の動向について、その背景と制度的な相違点を主に米国とEUにおける取組みを軸として明らかにし、今後の我が国における個人情報保護制度のあり方を考える上での一助としたい。

## 二 個人情報保護の概念的背景

個人情報保護の問題は、一般的にプライバシーの権利の保障と同一のものとして論じられることが多い。

確かに、プライバシーの権利は、当初、マスメディア等による私生活への干渉に対する個人の保護を目的として、「ひとりて居させてもらう権利」という消極的な権利概念で登場し、その後、コンピュータを用いて大量の情報が処理され蓄積されるデータバンク社会の到来により、個人情報の最大の保有者たる行政機関に対して、自らに関する情報のコントロールを保障する権利が求められた結果、「自己情報コントロール権」として定義される権利概念が登場し現在に至っている。よって、「自己情報(個人情報)のコントロールこそが、プライバシーの権利の保護法益の中核をなすものと把握され、プライバシーの権利の保障と個人情報保護は、まったく同義の概念であるとの認識に基づき、個人情報保護とはプライバシーの権利の保障そのものとして把握されているのである。

しかし、プライバシーの権利には、不法行為法上の権利として生成及び発展を遂げた権利と、憲法上の権利として認識されるようになった権利の二つの側面が存在する。さらに、プライバシーという概念には、個人情報のみならず、単なる個人の私的な事柄や、私的な事柄に関する選択の自由など、外部からの干渉を受けない領域や自由などの属性が含まれる。一方、個人情報とは、プライバシーという存在を構成する諸対象の集合の一部を構成する概念であり、あくまで、プライバシーに内包される概念にすぎない。

ゆえに、個人情報保護とは、プライバシーの権利の保障の一側面のことをいうものと把握するのが妥当であろう。

### 三 個人情報保護制度とは

個人情報保護制度とは、個人情報の保護を主たる目的とする法令や自主規制に基づき、個人情報の適正な取扱いと保護を実現するための制度のことをいう。

個人情報の保護を目的とした法令の立法方式は、(a)オムニバス方式、(b)セグメント方式、及び(c)セクトラルに大別される。それぞれ、(a)は、公的部門及び民間部門の両者を、一つの法律によって包括的に規制の対象とする方式、(b)は、公的部門と民間部門を、それぞれ別個の法律によって規制の対象とする方式、そして、(c)は、規制の対象を限定して個別領域毎に規制を行う方式である。

近年、個人情報保護を目的とした法律を制定する国においては、オムニバス方式による保護法の制定が主流となっている。その理由としては、大きく四つの理由が考えられる<sup>(106)</sup>。

一点目は、電子商取引の促進である。電子商取引への取り組みを国策として推進している国においては、それに必要な施策の一環として個人情報保護も含めた包括法の制定が行われている。

二点目は、EUの個人データ保護指令(後述)への対応である。具体的には、同指令にいう「十分なレベルの保護」基準に適合した個人情報保護法を整備することにより、EU加盟諸国との通商の阻害要因を排除することを目的として法律を整備する国が増えている。

三点目はEUへの加盟へ向けた対応の一環である。欧州においてEU未加盟の国は、EU指令にいう第三国とみなされるため、同指令の要求する「十分なレベルの保護」の基準を満たすこと、さらには、将来的なEUの加盟へ向けた国内法の整備の一環として、EU加盟国と同等の個人情報保護法の整備を行いつつある。

そして、四点目は、過去の不法行為に対する救済である。中央ヨーロッパ、南アメリカ、及び南アフリカの各諸国においては、旧独裁政権下において生じたプライバシー侵害に対する救済を目的として保護法が制定されるようになってきている。

### 四 米国及びEUにおける個人情報保護への取組みにおける相違点

多くの諸外国において個人情報保護への取組みが行われているが、その中でも米国とEUの取組みは、制度的にみて両極にある。

はじめに、前述の立法方式の観点からすると、米国がセクトラル方式を採用し、EU諸国がオムニバス方式による個人情報保護法を制定している。さらに、米国は個別領域毎に法律を制定する一方で、民間部門においては自主規制を中心とした取組みを尊重してきた。また、EUのアプローチは、個人情報の処理を実施してデータベースを構築する事業者を管理するための法律を制定することに重点を置いているのに対し、米国は、プライバシー侵害については裁判によって救済を与えてきた背景から、EU諸国のような登録制や監督機関を設置せずに、個人情報の漏洩や不正利用など結果不法に至った場合に司法上の救済によって解決しようという傾向があることも指摘されている<sup>(107)</sup>。

次に、個人情報保護に関する考え方も根本的に異なる。例えば、両者がこの問題について論じる際に用いている用語からしても、米国では、「プライバシー(privacy)」の保護という用語を用い、一方、欧州では、「データ保護(data protection)<sup>(108)</sup>」という用語が用い

られている点からしても、両者の個人情報保護に対する考え方は全く異なると指摘されている<sup>(五)</sup>。また、EUのアプローチは、「個人データの高潔性(sanctity)」を保護することを当初から目的として発展してきたものであるのに対し、米国のアプローチは、ウォーレン・ブランドイスの論文に端を発するプライバシーの権利の保障の一環として、個人情報保護の問題が論じられているに過ぎない<sup>(六)</sup>。

さらに、プライバシーの権利又はデータ保護をめぐる問題が論じられるようになった背景も大きく異なる。両者とも、一九六〇年代まで、個人情報保護の問題が論じられることはほとんどなかったが、米国においては、一九世紀後半からプライバシーの権利の保障が様々な側面から議論されてきた。そのため、人工妊娠中絶の権利から、私生活への干渉を受けない権利、そして、自らに関する情報をコントロールする権利に至るまで、個人の自律及び個人情報保護するために、プライバシーの権利を根拠に様々な自由が権利として主張されてきたという背景がある。

一方、欧州においては、米国におけるようなプライバシーの権利をめぐる議論よりも、むしろ、「データ保護」という用語からも明らかのように、議論の対象となる問題が、個人データの取得から処理に至るまでの一連の過程における規制の問題に限定されてきたのである。

## 五 EUの個人データ保護指令の制定と米国の対応

### 五―一 EUの個人データ保護指令

欧州においては、域内諸国が個別に個人情報保護法を制定する一方で、経済協力開発機構(OECD)が、一九八〇年九月二三日に、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告<sup>(七)</sup>」(以下、「OECDガイドライン」という。)を採択した翌年に、欧州評議会が、「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約<sup>(八)</sup>」(以下、「データ保護条約」という。)を發布し、一九八五年に発効している。

そのため、域内諸国における保護法は、OECDガイドライン及びデータ保護条約に沿って国内の法整備を行ってきた。しかし、一九九三年一月一日に欧州連合条約(マーストリヒト条約)の発効により、加盟国の個人情報保護制度の調整を図る必要に迫られた。そのような背景から、一九九五年に、「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する一九九五年一〇月二四日の欧州議会及び理事会の95/46/EC指令<sup>(九)</sup>」(以下、「EU指令」という。)が採択された<sup>(十)</sup>。

EU指令の目的は、「個人情報の「処理」に関して個人を保護すること、及び EU域内における個人情報の自由な流通を確保することにある。そこで、EU指令においては、適正な取扱い及び保護の対象となる個人情報を、個人情報及びその取り扱い関連事項の定義(二条)、データの質(六条)、及びセンシティブ・データ(八条)により明確にした上で、責任ある管理者(一九条、一八条)の下で、安全(一七条)かつ合法的なデータ処理(七条、一〇条、及び一二条)を求め、国内における政府の監督(二八条)と、域外の第三国へのデータ移転に制限を設けている(二五条)。そして、加盟国は、指令の目的を達するために必要な法整備を、一九九八年一〇月二四日までに行うこと(三二条)が求められている。(加盟国の履行状況については表を参照)

また、EUでは、特に電気通信分野における個人情報の保護を目的として、「電気通信分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する一九九七年一月一五日の欧州議会及び理事会の97/66/EC指令<sup>(十一)</sup>」が制定されている。同指令は、EU指令の対象となる個人情報の取扱いに加え、共同体内部における公衆電気通信網を利用する電気通信サービスの提供に係る個人データの処理に適用することを目的として(三条)、技術的及び組織的に適正な安全保護措置を講ずることを求め(四条)、トラヒック及び料金請求に係るデータ(六条)、料金明細(七条)、発信番号通知サービス(八条)、及び電話帳(一条)に係る個人情報の適正な取扱いについて定めている<sup>(十二)</sup>。

加盟国		法整備の状況
加盟国におけるEU指令の履行状況(二〇〇〇年一月二〇日現在)		
ベルギー		一九九八年二月一日に、「個人データの処理に係るプライバシー保護法」を制定
デンマーク		二〇〇〇年五月二六日に、「個人データの処理に関する法律」(二〇〇〇年五月三十一日法律第四一九号)を制定
		二〇〇〇年七月一日施行
ドイツ		二〇〇〇年六月一四日に、法案が提出され審議中
		ブランデンブルグ、バーデン・ビュルテンベルク、ヘッセン、ノルトライン・ヴェストフアレン、シュレスビヒ・ホルシュタインの各州が、EU指令に従い、新たにデータ保護を目的とする法律を制定
スペイン		一九九九年二月二三日に、EU指令を履行した法律を制定
		二〇〇〇年一月一四日施行
フランス		二〇〇〇年七月の起草案について、「情報と自由に関する全国委員会」との協議段階
ギリシア		一九九七年四月一〇日に、「個人データの処理に係る個人の保護に関する法律」を制定
		一九九七年四月一〇日施行
イタリア		一九九六年二月三日に、「個人データの処理に係る個人及び他の主体の保護に関する法律」を制定
		二〇〇〇年五月八日施行
アイルランド		政府が一九九八年七月に起草された法案を議会に提出予定
ルクセンブルグ		二〇〇〇年一〇月に法案を議会に提出
オランダ		二〇〇〇年七月六日に、「個人データ保護法」を制定
		二〇〇一年春に施行予定
オーストリア		「二〇〇〇年データ保護法」を制定
		二〇〇〇年一月一日施行
ポルトガル		一九九八年一〇月二六日に、「個人データ保護法」を制定
		一九九八年一〇月二七日施行
スウェーデン		一九九八年四月二九日に、「個人データ保護法」を制定し、一九九八年九月三日、「個人データ保護規則」を制定
		一九九八年一〇月二四日施行
フィンランド		一九九九年四月二二日に、「個人データ保護法」を制定
		一九九九年六月一日施行
イギリス		一九九八年七月一六日に、「一九九八年データ保護法」を制定
		二〇〇〇年三月一日施行

五―二 EUの個人データ保護指令に対する米国の対応

米国のアプローチは、EU諸国とは異なり、規制が必要とされる特定の分野に限定したセクショナル方式による法整備と、自主規制に基づく取組みを中心に、個人情報保護に必要な措置が講じられてきた。

しかし、一九九八年一月二五日に発効したEU指令は、その第二五条において、「十分なレベル」の個人情報保護措置を講じていない国に対する個人データの移転を禁止することができ旨を定めた規定を、加盟国が個人データ保護に関する国内法の制定又は改正を行う際に設けることを求めている。そして、加盟国が、EU指令に適合した国内法の整備を行う際に、個人データの移転を認めるにあたって「十分なレベル」の保護について判断する際には、データの性質、実施される処理の目的及び期間、データの生成国及び最終移転国、第三国において効力を発している法律、第三国において適用される職業規程及び安全基準などについて検討が行われることになる<sup>(十三)</sup>。

そこで問題となったのが、個別領域毎の個人情報保護を目的とした法律と、自主規制によって対応している米国のアプローチが、EU指令の要求する「十分性」のレベルに適合するかどうかという点であった。米国の方式では、当該要件を満たすことができるかどうか疑問視する見解も多く、EUと米国間の自由な情報流通を確保するためにも、プライバシー保護を目的としたオムニバス方式による法律の制定が望ましいとする指摘もなされてきた<sup>(十四)</sup>。しかし、米国には個人情報保護を目的とした個別立法が多数制定されており<sup>(十五)</sup>、また、民間機関による個人情報保護に係る第三者認証制度をはじめとした各種自主規制も行われていることから、全分野を包括する法律の制定には消極的である。そのため、包括的な規制にはよらずに、個別領域毎の規制による解決というアプローチが未だに維持されている。

この点につき、二〇〇一年一月に召集された、第一〇七回議会における法案の提出状況をみても、個人情報保護を目的とした個別法が多数提出されている<sup>(十六)</sup>。例えば、個人情報収集することを目的とした装置やプログラムの利用を規制する法案<sup>(十七)</sup>や、生徒の個人情報の保護を目的とした法案<sup>(十八)</sup>、そして、消費者保護の観点からインターネット利用者への個人情報保護を目的としたもの<sup>(十九)</sup>などが提出されている。さらに、電気通信分野における個人情報も、移動体通信を利用した広告配信の規制<sup>(二十)</sup>や、利用者の個人情報としての位置情報の保護を目的としたもの<sup>(二十一)</sup>が提出されている。その他、金融<sup>(二十二)</sup>、社会保障<sup>(二十三)</sup>、医療<sup>(二十四)</sup>、法執行<sup>(二十五)</sup>などの分野においても個人情報保護を目的とした法案が提出されているのである。

しかし、EU加盟諸国の個人情報保護法と比較すると、米国の制度は性質を異にするものであることから、それらの保護の「十分性」が問題とされてきたのであり、以上のような個人情報保護へのアプローチの違いから、EU指令第二五条に基づくEU加盟国の法整備によつては、米国の個人情報保護法制の「十分性」の基準の解釈次第で、EU域内において収集した個人情報を米国へ移転している企業への影響が懸念されていた。

そこで、EUから米国への個人データの移転に際して、明確な枠組みを定めることによつて情報の自由な流通が阻害されるという懸念を解消しながら、「十分なレベル」の保護要件を満たし、EU及び米国間の商取引の促進と発展を目指して両者の間で協議が行われることになった。

## 六 「セーフ・ハーバー原則」

EU及び米国間の協議にあたって、米国側が、EU指令の「十分性」の基準を満たすべく提案したのが、「セーフ・ハーバー原則<sup>(二十六)</sup>」である。

つまり、米国が「十分性」の基準に適合させるためにとつた方策は、国内法の整備による解決ではなく、個別分野毎の規制と自主規制に委ねてきた既存の個人情報保護制度を維持しながら、新たな個人情報保護措置を講ずることにより、基準への適合を目指すというものであった<sup>(二十七)</sup>。

「セーフ・ハーバー原則」とは、EU指令の要求する「十分性」の基準への適合を目指している米国内の団体に対して、個人情報の適正な取扱いと保護に必要な手続きに関する

指針を提供するために、個人情報保護の基本事項を定めるものである。なお、ここにいう「セーフ・ハーバー」とは、EUからのデータ移転を継続して行うことができるようにするために設けられた領域のことをいう。これに加盟する事業者は、EU指令にいう「十分なレベル」の保護措置を講じているものとみなされる。なお、セーフ・ハーバーへの加入は義務ではなく、その判断は、加入を希望する事業者や団体の自主的な判断に委ねられる。

米国側の提案に対し、EU側は、セーフ・ハーバー原則を、EU指令第二九条に基づいて設置された「個人データの処理に係る個人の保護に関する作業部会<sup>(三十八)</sup>」(以下「作業部会」という。)において検討し、EU指令の求める「十分性」の基準に関する検討を行った<sup>(三十九)</sup>。

セーフ・ハーバー原則に関し、作業部会が公表した最初の見解は、一九九九年一月二六日に採択された<sup>(四十)</sup>。本見解においては、合衆国の個人情報保護制度が、EU指令の求める「十分性」の基準に適合しているかどうかという点につき、連邦及び州の両者とも、データ保護には個別分野ごとのセクショナル方式による個々の対応と、民間の事業者による自主規制によって対応しているが、作業部会では、対象領域が限定されているセクショナル方式による立法と、自主的な取り組みによって行われる自主規制では、EUから個人データを移転する場合に、いかなる場合においても十分なレベルの保護を与えているものとは考えることができないとしている。

その後、一九九九年四月の見解<sup>(四十一)</sup>においては、規制対象分野を限定したセクショナル方式による法律と自主規制による継ぎ接ぎ的(patchwork)な保護法制は、EUの要求する十分なレベルの保護には適合しないとの見解を再度表明した上で、さらに、セーフ・ハーバーによる解決の方途を模索する方向へ一歩進んだ見解を表明している。

さらに、一九九九年六月には、合衆国商務省が公表したセーフ・ハーバー原則のFAQs<sup>(四十二)</sup>に関する見解を表明し<sup>(四十三)</sup>、EU及び合衆国間の協議の進行状況について報告を行った<sup>(四十四)</sup>。

そして、一九九九年一月一五日及び一六日には、セーフ・ハーバー原則の起草案及びそれに関するFAQ並びに附属文書<sup>(四十五)</sup>が公表され、一九九九年二月三日に、セーフ・ハーバー原則によってもたらされるデータ保護のレベルに関する見解<sup>(四十六)</sup>が表明された。

以上の検討を踏まえ、米国側が提案していたセーフ・ハーバー原則により、EU指令にいう「十分性」の基準の要件を満たすという「セーフ・ハーバー協定」が、二〇〇〇年三月一四日に、米国商務省と欧州委員会国内市場理事会の間で合意に至った。その後、同協定の発効に至るまでに必要な検討課題が表明され<sup>(四十七)</sup>、さらに、両者間の懸案を解決するための交渉が行われた結果、二〇〇〇年一月一日に、正式に「セーフ・ハーバー」協定が発効した。

## 七 「セーフ・ハーバー協定」の構成

「セーフ・ハーバー協定」は、(a)七つのプライバシー原則、(b)一五の FAOs、(c)「十分なレベルの保護」基準に関する欧州委員会の見解、(d)合衆国商務省及び欧州委員会の担当官の間において交わされた書簡、及び(e)合衆国運輸省及び連邦取引委員会の所管事項に関する見解によって構成される。

セーフ・ハーバー原則には、告知、選択、データの移転、セキュリティ、データの完全性、アクセス、実施という七つの遵守すべき基本原則が定められている。

また、「セーフ・ハーバー」への加入は、企業の自主的な判断に委ねられており、商務省が「十分なレベルの保護」にあたるかと判断する諸要件を実行している企業のリストを作成することにより実現されるものである。

セーフ・ハーバーへの加入を希望する事業者は、個人のプライバシー保護にとって実効的な法律や規則に従っていることを、商務省に対して自己証明することにより加入が認められる。また、民間機関の運営する自主規制のプライバシー・プログラムが、セーフ・ハーバー原則に準拠したものである場合にも、そのようなプライバシー・プログラムによっ

て認証を受けている事業者は、セーフ・ハーバーに適合しているものとみなされる。

セーフ・ハーバーへの加入は自主的な判断に基づくものであるとはいえ、加入した事業者は、その原則に拘束されることになる。また、加入を認められた事業者は、原則に定められている要求事項を遵守する努力義務が課され、個人情報保護方針を公に宣言しなければならぬ。

さらに、個人情報の保護を表明し、適切な保護措置を講ずることを表明した事業者が、それに反した場合には、「不正又は欺瞞的な行為によって商取引に従事又は関与<sup>(三十七)</sup>」することを禁じている連邦取引委員会法第五条<sup>(三十八)</sup>に基づいて、連邦取引委員会（FTC）が違法行為の中止を命ずることになる。さらに、当該命令に従わない者は、違反行為一つにつき、侵害行為が継続している間、一日当たり一万千ドル以内の民事罰に科される<sup>(三十九)</sup>。

## 八 むすび

米国は、EU指令の要求する「十分なレベル」の保護に係る要件を満たすために、EU間と「セーフ・ハーバー協定」を締結することによって解決の方途を見出した。一方、我が国においても、EU指令の影響が懸念されていたが、二〇〇〇年一月一日に、「個人情報保護基本法制に関する大綱」が決定され、全分野を包括する個人情報の保護を目的とした法律の制定が見込まれている。

前述のとおり、欧州においては、オムニバス方式による保護法を中心とした取組みが行われ、一方、米国においては、セクトラル方式によって規制の対象を限定した上で、個別に法律を制定し、それ以外の部分については、民間機関による自主規制に委ねてきた。

これに対し、我が国における今後の保護制度は、欧州のような登録制度や監督機関等は設けず、保護法においては、あくまで個人情報保護に必要な原則及び基本事項について定め、同時に、民間部門における自主規制による取り組みを重視し、情報の自由な流通を確保しながら、個人の権利利益を尊重することが掲げられている。

よって、我が国における個人情報保護制度は、欧州同様に、オムニバス方式による保護法を整備しながらも、その一方では、米国の第三者認証制度と同様の自主的な取り組みも重視することにより、高度情報通信ネットワーク社会の発展に対し、包括的な法規制によってもたらされる恐れのある委縮効果を回避しつつ、実効性ある個人情報保護制度の構築を目指しているといえるのである。

今後、情報化社会の一層の発展を促進するためには、個人情報の適正な取扱いに関する手続きを定めることにより、個人の権利利益を保護しつつ、情報の自由な流通を確保することが、極めて重要な課題となっている。

また、個人情報保護の問題は、インターネットに代表されるネットワーク社会との関係を無視して論じることができない<sup>(四十)</sup>。そのため、インターネットにおけるプライバシー保護の在り方も重要な論点となっている<sup>(四十一)</sup>。

よって、情報化社会における個人情報保護を実効性あるものにするためには、情報主体が自らに関する個人情報管理することを可能にするための技術手段を提供するとともに<sup>(四十二)</sup>、個人情報の取扱いに関して適正な手続きを定め、個人の権利利益を保護するための実効性ある個人情報保護制度を構築することが喫緊の課題となっているのである。

(一) 家庭での月間インターネット利用人口(15,449,563人：推定値)、家庭でのインターネット利用可能者数(38,639,378人：推定値) Nielsen/NetRatings「二〇〇〇年一二月度インターネット全体の利用動向」。

(二) See David Bainsar & Simon Davies, *Global Trends in Privacy Protection: An International Survey of Privacy, Data Protection, and Surveillance Laws and Developments*, 18 J.

- MARSHALL J. COMPUTER & INFO. L. 1, 12 (1999).
- ( 三 ) See e.g., Michael W. Heydrich, NOTE: *A Brave New World: Complying with The European Union Directive on Personal Privacy Through the Power of Contract*, 25 BROOKLYN J. INT'L L. 407, 411 (1999), William J. Fenrich, Note: *Common Law Protection of Individuals' Rights in Personal Information*, 65 FORDHAM L. REV. 951 (1996).
- ( 四 ) 「ノータ采譚」ユヅク田羅也、ユヤン羅のDatenschultzの翻訳によるユキヤナドトコトNo° Patrick J. Murray, Comment: *The Adequacy Standard under Directive 95/46/EC: Does U.S. Data Protection Meet This Standard?*, 21 FORDHAM INT'L L.J. 932, 942 (1998).
- ( 五 ) 米國ユヨコトにおける用語の用い方から、両者の個人情報保護への考え方の相違点を把握する為ユコトト Julia M. Fromholz, *Berkeley Technology Law Journal Annual Review of Law and Technology: VI. Foreign & International Law The European Union Data Privacy Directive*, 15 BERKELEY TECH. L.J. 461, 470 (2000).
- ( 六 ) Marie Clear, Comment: *Falling into The Gap: The European Union's Data Protection Act and Its Impact on U.S. Law and Commerce*, 18 J. MARSHALL J. COMPUTER & INFO. L. 981, 993-994 (2000).
- ( 七 ) Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data, O.E.C.D.Doc.C 58 final (September 23, 1980).
- ( 八 ) Convention for the protection of Individuals with regard to automatic processing of personal data, ETS No. 108.
- ( 九 ) Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, 395L0046, Official Journal L 281,23/1/1995 p. 0031 - 0050.
- ( 十 ) ヨコの個人ノータ保護指令コトコト也、拙著『プライバシーの権利の生成と展開』成文堂(二〇〇〇)二八五―二八八頁参照。
- ( 十一 ) Directive 97/66/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 1997 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector, 397L0066, Official Journal L 024, 30/01/1998 p. 0001 - 0008.
- ( 十二 ) 指令の履行期限は、一九九八年一〇月一四日。通信の秘密の保護のために必要なる要件を履行する上で必要な法整備コトコト也、二〇〇〇年一〇月一四日。
- ( 十三 ) CULLEN INTERNATIONAL, BUSINESS GUIDE TO CHANGES IN EUROPEAN DATA PROTECTION LEGISLATION, 14(1999).
- ( 十四 ) Craig Martin, Comment: *Mailing Lists, Mailboxes, and The Invasion of Privacy: Finding A Contractual Solution to A Transnational Problem*, 35 Hous. L. REV. 801, 835 (1998).  
その他、ネットワーク社会におけるプライバシーは、またや存在せず(zero privacy)′ 田井規制による取組みも認められるユキヤナドトコト也、see Jonathan P. Cody, Comment: *Protecting Privacy Over The Internet: Has The Time Come to Abandon Self-Regulation?*, 48 CATH. U.L. REV. 1183 (1999).
- ( 十五 ) 米國における個別法の詳細コトコト也、拙著『プライバシーの権利の生成と展開』成文堂(二〇〇〇)三〇九―三三六頁参照。
- ( 十六 ) H. R. 89, 107th Cong. (2001), H. R. 347, 107th Cong. (2001), H. R. 237, 107th Cong. (2001), S.30, 107th Cong. (2001), H. R. 199, 107th Cong. (2001), H. R. 113, 107th Cong. (2001).
- ( 十七 ) Electronic Privacy Protection Act, H. R. 112, 107th Cong. (2001) (適切なレベルにシフト又は告知及び同意無しに、情報収集を目的とした装置の作成、輸入、輸出、頒布、販売販売目的の提供、設置、又は利用を禁ずる法案) Spyware Control and Privacy Protection Act of 2001, S. 197, 107th Cong. (2001) (コンピュータのソフトウェア利用者の情報を取得するソフトウェアを用いて取得した情報を、当該利用者以外の第三者に提供する際の要件コトコト也定めた法案)。
- ( 十八 ) Student Privacy Protection Act, S. 290, 107th Cong. (2001) (強制的に学校が生



徒から個人情報を収集する際に、事前に両親の同意を求める法案) School Improvement Accountability Act, S.158, 107th Cong. (2001), Educational Excellence for All Learners Act of 2001, S.7, 107th Cong. (2001) (スクール・レポート) 特定の生徒のプライバシー事項の記載を禁止する法案)。

(十九) Consumer Internet Privacy Enhancement Act, H. R. 237, 107th Cong. (2001) (インターネット利用者のプライバシー保護) Consumer Online Privacy and Disclosure Act, H. R. 347, 107th Cong. (2001) (インターネット上で収集された個人情報保護) それらの収集及び利用に対して情報主体による一層のコントロールを保障するための規則を連邦取引委員会に要求) Online Privacy Protection Act of 2001, H. R. 89, 107th Cong. (2001) (Children's Online Privacy Protection Act of 1998の対象外の人物から取得した個人情報を保護し、個人情報の取得及び利用について、情報主体の一層のコントロールを保障することを目的とする法案) Unsolicited Commercial Electronic Mail Act of 2001, H.R.95, 107th Cong. (2001) (頼まれもない電子メールから、個人、家庭、及びインターネット・サービス・プロバイダを保護することを目的とする法案)。

(二十) Wireless Telephone Spam Protection Act, H. R. 113, 107th Cong. (2001) (無線通信を利用して、テキスト又は画像を用いた商用の広告を配信することを禁止することを目的とする法案)。

(二十一) Wireless Privacy Protection Act of 2001, H. R. 260, 107th Cong. (2001) (移動体通信利用者の位置情報を取得する際に、利用者の同意を要件とするための法案)。

(二十二) Financial Information Privacy Protection Act of 2001, S.30, 107th Cong. (2001)。

(二十三) Social Security On-line Privacy Protection Act, H. R. 91, 107th Cong. (2001) (双方向のコンピュータ・サービスにおいて、社会保障番号及びそれに関連する個人識別情報の利用を規制する法案) Identity Theft Protection Act of 2001, H. R. 220, 107th Cong. (2001) (個人識別番号としての社会保障番号の高潔性を保護するため、連邦政府による統一的な識別番号制度の創設及び他の政府機関の保有する個人情報を識別するための基準の策定の禁止を目的とした法案)。

(二十四) Protecting Civil Rights for All Americans Act, S. 19, 107th Cong. (2001) (遺伝子情報の保護)。

(二十五) Law Enforcement Officers Privacy Protection Act, H. R. 199, 107th Cong. (2001) (連邦民事訴訟規則を改正し、法執行官個人の記録及び情報の秘密を保護するための法案) 21st Century Law Enforcement, Crime Prevention, and Victims Assistance Act, S.16, 107th Cong. (2001) (法執行官の守秘義務)。

(二十六) The U.S. Department of Commerce, Commerce Secretary William M.Dailey Hails U.S.-EU "Safe Harbor" Privacy Arrangement (Mar. 14, 2000)。

(二十七) 合衆国商務省が、セーフ・ハーバー原則及びFAOを、一九九八年一月四日公表するウェブサイトで、両者の協議が具体化した。The U.S. Department of Commerce, *International Safe Harbor Privacy Principles* [http://europa.eu.int/comm/internal\\_market/en/media/dataprot/news/harbor3.pdf](http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/media/dataprot/news/harbor3.pdf)

(二十八) 作業部会における検討は、個人データ保護のための規則の規定内容に関する検討、それらの適用にあたって実効性を確保するための仕組み、の二つの側面から実施された。回部会の機能については、see Graham Pearce & Nicholas Platten, *Orchestrating Transatlantic Approaches to Personal Data Protection: A European Perspective*, 22 *FORDHAM INT'L L.J.* 2024, 2029-2030 (1999)。

(二十九) Data Protection Working Party, Working Document on Transfers of personal data to third countries : Applying Articles 25 and 26 of the EU data protection directive., Adopted on 24 July 1998.

(三十) Data Protection Working Party, *Opinion 1/99 concerning the level of data protection in the United States and the ongoing discussions between the European Commission and the United States Government*, Adopted by the Working Party on 26 January 1999.

- (三十一) Data Protection Working Party, *Opinion 2/99 on the Adequacy of the "International Safe Harbor Principles"* issued by the US Department of Commerce on 19th April 1999, Adopted by the Working Party on 3 May 1999.
- (三十二) Data Protection Working Party, *Opinion 4/99 on the Frequently Asked Questions to be issued by the US Department of Commerce in relation to the proposed "Safe Harbor Principles" on the Adequacy of the "International Safe Harbor Principles"*, Adopted by the Working Party on 7 June 1999.
- (三十三) Data Protection Working Party, *Working document on the current state of play of the ongoing discussions between the European Commission and the United States Government concerning the "International Safe Harbor Principles"*, Adopted on 7 July 1999.
- (三十四) Draft International Safe Harbor Principles - November 15, 1999; Draft Frequently Asked Questions - November 15, 1999 (FAQs 1 to 15), Summary of Article 25.6 Decision; Letter from David Aaron to John Mogg transmitting safe harbor principles and FAQs etc. - November 16, 1999; Letter from John Mogg to David Aaron transmitting the Article 25.6 Decision etc. - November 16, 1999.
- (三十五) Data Protection Working Party, *Opinion 7/99 on the Level of Data Protection provided by the "Safe Harbor" Principles as published together with the Frequently Asked questions (FAQs) and other related documents on 15 and 16 November 1999 by the US Department of Commerce*, Adopted on 3 December 1999.
- (三十六) Data Protection Working Party, *Opinion 3/2000 on the EU/US dialogue concerning the "Safe harbor" arrangement*, Adopted on 16th March 2000.
- (三十七) 15 U.S.C. § 45(a)(1).
- (三十八) 15 U.S.C. §§ 41-58, as amended.
- (三十九) Safe Harbor Enforcement Overview - Federal and State "Unfair and Deceptive Practices" Authority - (July 14, 2000 ).
- (四十) Jerry Berman & Deirdre Mulligan, *The Internet and the Law: Privacy in the Digital Age: Work in Progress*, 23 NOVA L. REV. 549, 569-582 (1999) においては、ネットワーク社会における個人情報保護のあり方として、(A)通信及び情報の場所に係わらず、プライバシー保護のための一定の水準を維持すること、(B)個人データの取得時における法的保護、(C)個人データの取得を情報主体が制限することを可能にする技術手段の開発を促進すること、(D)商取引の過程において情報主体が個人情報コントロールを行うことができる規則の確立及び技術の開発、(E)専門的知識の提供並びに制度的な仕組み、プライバシー研究のためのフォーラム、プライバシー問題に関する政策立案に有用な情報を提供するために、プライバシー保護のための組織を設置、(F)政府に対して、プライバシー保護の中心的な役割及び唯一の保護者としての役割を期待しないことをあげている。
- (四十一) Fred H. Cate, *Principles of Internet Privacy*, 32 CONN. L. REV. 877, 879-891 (2000) においては、政府の情報関連政策の立案過程において尊重すべき原則として、(A)比較衡量の重要性、(B)情報の自由な流通、(C)プライバシーの意義、(D)損害の概念、(E)自助努力の尊重をあげている。
- (四十二) ネットワーク社会においては、情報主体が不知のうちに様々な個人情報が収集される局面が増えていることから、本人が認識できない手段を用い、無断で個人情報を収集されないようにする技術の重要性を説いている説として Julia Gladstone, *The Impact of E-Commerce on The Laws of Nations Article: The U.S. Privacy Balance and The European Privacy Directive: Reflections on The United States Privacy Policy*, 7 WILLAMETTE J. INTL L. & DISPUTE RES. 10, 29-31 (2000).